

令和5年度第1回山形市動物愛護推進協議会

日 時：令和5年9月28日（木）

午前10時00分～

場 所：動物愛護センター
（わんにゃんポート）
多目的ルーム

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長・副会長選任

5 報告事項

【令和4年度の取り組み】

（1）動物愛護センターにおける事業の実績について

資料1

（2）犬のふん害対策（イエローチョーク作戦）について

資料2

【令和5年度の取り組み】

（3）ミルクボランティアについて

資料3

（4）多頭飼育への対応について

資料4

6 協議事項

【令和6年度の取り組み】

（1）人と猫の共生社会安心プロジェクト（案）について

資料5

7 その他

8 閉 会

協議会委員名簿

団体名	役職名	氏名
(公社) 山形県獣医師会	理事	名和 祐子
(公社) 山形県獣医師会	常務理事	松野 尚
J K C 山形県クラブ連合会	副会長	柏倉 美輝男
みしま町内会地域猫活動部	代表	相橋 恭子
村山動物愛護推進有志の会	会員	佐藤 香織
山形市自治推進委員長 連絡協議会	会長	宮舘 照彦
大郷地区町内連合会	会長	布施 正美

【事務局】

所属	役職名	氏名
健康医療部	部長	伊藤 哲雄
健康医療部生活衛生課 動物愛護センター	センター長	小林 一三
動物愛護センター	主査	矢矧 史彰
動物愛護センター	主査獣医師	曾我 洋太郎
動物愛護センター	主任	小木曾 正義
動物愛護センター	獣医師	阿部 浩宜

動物愛護センターにおける事業の実績について (令和4年度)

1 犬・猫の苦情相談について

(単位：件)

区分		令和4年度	
犬・猫の種別	相談の種別		
犬	負傷	2	
	財産等被害	0	
	放し飼い・逸走	27	
	捨て犬	1	
	多頭飼育	0	
	糞尿・悪臭	27	
	鳴き声	11	
	虐待	2	
	引取り	18	
	その他	45	
	(内訳)	飼い犬に関すること	9
		譲受希望／飼い主探し	12
		咬傷事故	10
		その他	14 ※1
	小計		133
猫	負傷	129	
	財産等被害	0	
	放し飼い・逸走	22	
	捨て猫	9	
	多頭飼育	9	
	糞尿・悪臭	64	
	鳴き声	2	
	虐待	6	
	引取り	93	
	その他	230	
	(内訳)	飼い猫に関すること	11
		野良猫に関すること(エサやり含む)	96
		譲受希望／飼い主探し	55
		死体	1
		不妊・去勢の補助	36
	捕獲(捕獲器)	2	
	その他	29 ※2	
小計		564	
合計		697	

※1：ドッグフードの寄付、散歩時のロングリード など

※2：キャットフードの寄付、猫の保護情報 など

2 犬・猫の収容、返還、譲渡、殺処分について

【犬・猫の収容】

(単位：頭)

区分			令和5年度 (8月末時点)	令和4年度
犬・猫 の種別	根拠法令	事務の種別		
犬	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	0	1
		負傷動物保護	0	0
	狂犬病予防法 山形市動物の愛護及び管理に関する条例	捕獲	4	13
	小計		4	14
猫	動物の愛護及び管理に関する法律	引取り	8	30
		負傷動物保護	58	156
	小計		66	186
合計			70	200

【犬・猫の返還、譲渡】

(単位：頭)

区分			令和5年度 (8月末時点)	令和4年度
犬・猫 の種別	根拠法令	事務の種別		
犬	山形市動物愛護及び管理に関する条例	返還	3	13
		譲渡	1	1
	小計		4	14
猫	山形市動物愛護及び管理に関する条例	返還	1	1
		譲渡	42	142
	小計		43	143
合計			47	157

【犬・猫の殺処分】

(単位：頭)

区分			令和5年度 (8月末時点)	令和4年度
犬・猫 の種別	根拠法令	事務の種別		
犬	動物の愛護及び管理に関する法律	殺処分 (収容中死亡、譲渡不適(注1)による致死処分も含む)	0	1
猫			21	25
合計			21	26

注1 譲渡不適：治癒の見込みがない病気やケガ等のため、譲渡不適判定を行ったもの。

※R5. 8月末時点で収容した犬(2頭)、猫(32頭)はセンターに収容中。

3 犬の登録、狂犬病予防注射について

区分	令和4年度
新規登録数(頭)	674
登録総数(頭)	9,319
予防注射接種頭数(頭)	8,146
接種率(%)	87.4

4 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業について

【補助金交付実績】

	交付件数	補助金額
不妊手術	262件	2,620千円
去勢手術	186件	930千円
合計	448件	3,550千円

参考：町内会と連携して取り組んだ事例

- ①第三地区宮町10区(9頭)
- ②第一地区香澄町一区(5頭)
- ③高瀬地区中里町内会(25頭)

【ガバメントクラウドファンディングの実施】

ふるさと納税の仕組みを利用し、財源の確保だけでなく、本市の猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業を広く周知し、適正飼養の普及啓発や動物の愛護に係る精神の高揚を図った。

実施期間：令和4年7月20日～10月17日

目標金額：2,000,000円

合計寄付額：1,492,000円

寄附件数：68件

犬のふん害対策（イエローチョーク作戦）について

1 イエローチョーク作戦について

(1) 令和4年度実施概要

① 実施の流れ

市民や町内会等から犬のフン放置に関する相談を受けた場合、イエローチョーク作戦の内容を説明し、希望者から実施場所等を届出いただくとともに放置されたフンを印すイエローチョークを配布する。実施期間は概ね1ヶ月間とする。

② 実施者

- ・個人（市民）
 - ・団体（町内会等）
- 計30者

(2) 実施結果

① 期間 令和4年4月1日

～令和4年12月末

② 取組結果

個人・団体ともにフン放置減少に一定の効果がみられた。特に町内会で実施した場合、効果が高くなった。

一方で「チョークで印をつけた場所ではフンを見かけなくなったが離れた場所でフンを見かけるようになった」「草むらでフンをされるためチョークで示すことができない」等の意見もあった。

(3) 令和5年度実施概要

① 市全体への事業周知

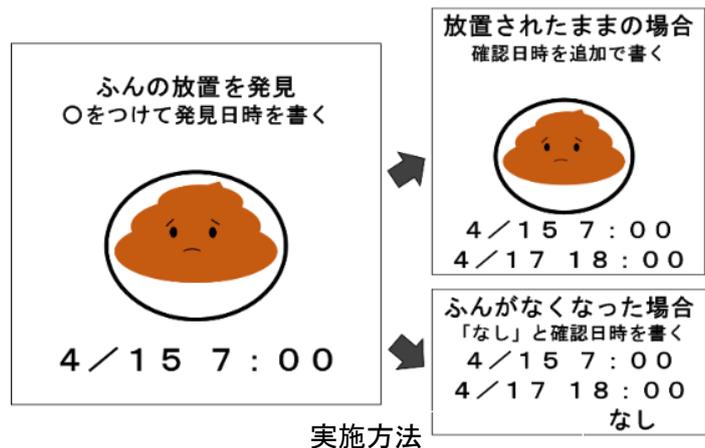
市報等を活用し、犬の散歩マナーの向上とイエローチョーク作戦の継続を周知する。
(令和5年4月1日から受付中)

② 地域での意識向上

フン被害が多い地域において、回覧板でのお知らせや啓発チラシ（別紙）を配布する。

③ 飼い主への意識啓発

動物愛護センターに来所した犬の飼い主に對して、啓発チラシを配布する。



取組結果一覧（実施報告書又は電話聞き取り）

	町内会	個人	その他の 団体※1
届出数	7	19	4
回答数	5	15※2	2
設問1 効果について			
大変効果がある	1	0	0
少しは効果がある	2	6	0
効果なかった	0	2	0
どちらともいえない	2	7	2
設問2 地域住民の反応について			
協力的だった	4	0	0
非協力的だった	0	1	0
無関心だった	0	4	0
わからない	1	10	2
設問3 地域住民の意識について			
変化があった	1	2	0
多少変化があった	2	1	0
変化がなかった	1	5	1
どちらともいえない	1	7	1

※1 町内会を含まない団体（施設等）

※2 個人1名から7回の複数回答あり

取組町内会:西田二丁目町内会、西山形八幡中自主防災会、

庚申堂一区町内会、滑川住宅自治会、

第二沼木パークタウン町内会、東前明石、地藏町一区町内会

ミルクボランティアについて

資料3

事業の目的

収容動物の環境維持と動物愛護に関する施策を市民と共に実施する取り組みの推進を図り、もって動物愛護センターの円滑な運営を行うため。

事業の背景

猫の繁殖シーズン(特に春と秋)には多くの離乳前の子猫が収容される。離乳前の子猫についてはセンター職員が24時間体制で対応しているが収容頭数が増える中で人員が不足しており対応が困難になってきている。

ミルクボランティアの概要

1 子猫のミルクボランティア

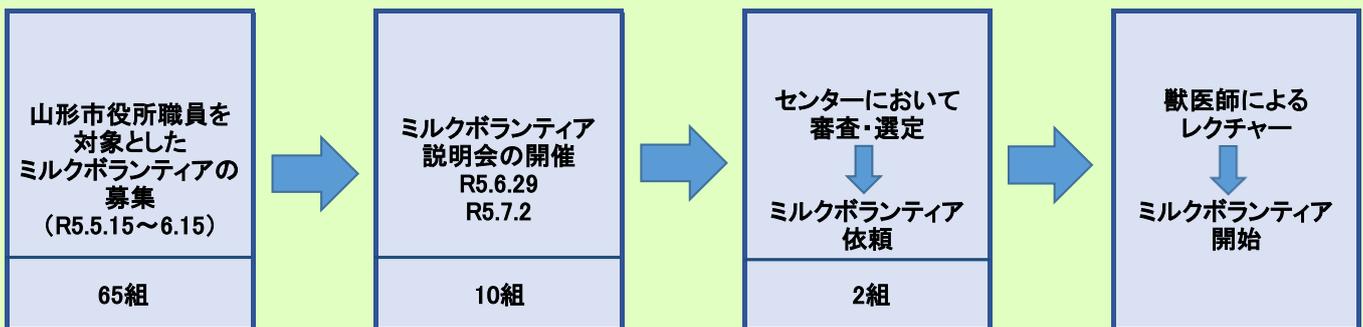
離乳前の子猫を自宅で預かってもらい、概ね生後2ヶ月頃(固形フードが食べられるようになるまで)まで飼育してもらう。

2 活動内容

- 適正な頻度の授乳又は給餌
 - 排泄の介助(自力で排泄できない週齢の子猫の場合)
 - 健康観察
 - 社会化のためのふれあいや遊び
- ※必要な物(ミルク、哺乳瓶、トイレなど)については貸し出しを行う。



令和5年度の取り組み



多頭飼育案件に係る対応事例

No.	1	2
発生日時	令和5年4月7日	令和5年5月30日
猫の飼養頭数	成猫11頭	成猫20頭・子猫4頭 計24頭
飼養者	男性・60代・一人暮らし・猫の世話をしてくれる方がいる	女性・50代・一人暮らし
届出者	飼養者の弟	山形警察署
家の所有・状況	持ち家・ごみ屋敷ではないが、猫の尿臭があった。	貸家・ごみ屋敷状態で猫のフンや生活用品等が散乱した状態
経済状況	生活保護の受給あり。	生活保護の受給なし。家賃等の滞納あり。
対応状況	1 令和5年4月7日 弟より電話：猫の引取りについて →猫の不妊・去勢手術の実施・新しい飼い主探しの説明	令和5年5月30日 警察と同行し訪宅：ごみ屋敷状態 →新しい飼い主探しの依頼・適正飼養を指導
	2 令和5年4月10日 訪宅：飼育状況確認 →新しい飼い主探しの依頼	令和5年6月15日～7月20日 飼養者に連絡するも連絡とれず
	3 令和5年4月20日～ 新しい飼い主探し掲示板利用→譲渡決定：0頭	令和5年7月28日 訪宅：不在 →適正管理に係る指導票を投函
	4 令和5年7月12日～7月14日 動物愛護団体と協力しながら猫の不妊・去勢手術を実施	令和5年8月8日 警察と同行し訪宅：飼養者より収容依頼 ※飼養代理者なし
	5 令和5年8月10日・12日 緊急譲渡会開催→譲渡決定：2頭	令和5年8月24日～ 新しい飼い主探し掲示板利用→譲渡決定：1頭
	6 令和5年8月27日 緊急譲渡会開催→譲渡決定：0頭	令和5年9月9日 緊急譲渡会開催→譲渡決定：1頭 ※飼養者は県外へ転居
取引申請	今後も譲渡会等を開催し新しい飼い主探しを継続	令和5年9月9日
引取り猫	なし	成猫20頭・子猫2頭 計22頭

人と猫の共生社会安心プロジェクト（案）について

1 事業の目的

動物の愛護及び管理に関する法律及び山形市動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨に基づき、猫の不妊・去勢手術費用への補助事業を通じ、室内で飼養されていない猫や飼い主のいない猫の繁殖を抑制しながら、地域猫の管理や多頭飼育崩壊を未然に防止する団体への支援を実施することで、これまで以上に猫による地域住民への危害・迷惑を防止する。また、動物愛護教室開催等を通じ市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図り、人と猫が安心して生活できる共生社会を目指す。

2 事業の背景

平成31年度に開設した当センターには野良猫による苦情・相談が多く寄せられ、その多くは野良猫の不必要な繁殖に起因している。そのため、令和2年度より猫の不妊・去勢手術補助金交付事業を実施しており、一定の成果が見られるものの、地域猫活動を実施している町内会や協力団体が抱える課題に対して行政からのフォローアップが求められている。また、近年は市民の高齢化や孤立化が要因となる猫の多頭飼育の問題が顕在化し、その予防と対策が必要となっている。さらに市民の理解と協力につながる動物愛護の啓発活動に力を入れる必要がある。

3 事業の概要

- (1) 事業名：地域猫活動団体等支援事業
- (2) 支援対象：①ボランティアやNPO団体と連携・協力しながら地域猫管理活動を実施している町内会（猫の不妊去勢手術費補助金の交付を受けた町内会）
②多頭飼育の崩壊や市有施設付近の猫の増加を未然に防止するために活動する3名以上で構成するボランティア団体
- (3) 支援内容：活動を実施する上で必要なエサと猫砂の1ヶ月分の現物支給、及び検査や手術を受けるための動物病院等への10回分の運搬費を支給

4 事業の効果

不妊・去勢手術を継続することで地域に生息する野良猫が減少するとともに、手術後の猫を適正に管理することで、地域住民の理解が深まりトラブルが低減する。また、多頭飼育者（許容範囲を超えて飼育する飼い主）と隣接住民のトラブルを低減し、住民と猫相互にとって良好な環境が整備される。また、望まれない子猫の収容や多頭飼育崩壊（終生飼養の放棄）による猫の引取りを未然に防止することで、センターにおける適正な運営管理が維持される。

山形市動物愛護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、山形市動物愛護推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公益社団法人山形県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物取扱業者
- (4) 町内会関係団体
- (5) その他市長が適当と認める機関、団体等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(次項において「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山形市動物愛護センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。

山形市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 動物の適正な飼養等（第9条—第11条）
- 第3章 動物の引取り、収容等（第12条—第16条）
- 第4章 事故発生時の措置等（第17条—第20条）
- 第5章 山形市動物愛護センター（第21条—第29条）
- 第6章 動物愛護管担当職員（第30条）
- 第7章 雑則（第31条）
- 第8章 罰則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）において定めるもののほか、この市における動物の愛護に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の管理について必要な事項を定めることにより動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止し、もって人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者（動物の所有者若しくは占有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）をいう。
- (2) 飼い犬 現に所有され、又は占有されている犬（その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている犬を含む。）をいう。
- (3) 飼い猫 現に所有され、又は占有されている猫（その所有者若しくは占有者以外の者から飼養され、又は保管されている猫を含む。）をいう。
- (4) 野犬 飼い主のいない犬をいう。
- (5) 係留 飼い犬が人に害を加えないように、おりその他の囲いの中で飼養し、又は丈夫な

鎖等で固定的な施設若しくは物件につないでおくことをいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 市及び市民は、動物が命あるものであり、その命は尊いものであることを理解し、動物の愛護に関する意識を高めるよう努めなければならない。

- 2 市及び市民は、動物に対する考え方が多様であることを理解した上で、動物が社会において欠かすことができないものであることを認識し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、法及びこの条例の目的を達成するために必要な動物の愛護に関する施策を市民と共に実施するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(飼い主になろうとする者の責務)

第6条 飼い主になろうとする者は、動物の飼養に先立ち、その飼養しようとする動物の本能、習性等を理解するとともに、将来にわたる飼養環境等を考慮し、当該動物をその終生にわたり飼養することができるかどうかを勘案した上で飼養を開始するよう努めなければならない。

(飼い主の責務)

第7条 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の本能、習性等を理解するとともに、命あるものに対する責任を十分に自覚し、当該動物の適正な飼養又は保管をするよう努めなければならない。

- 2 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養し、又は保管する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 飼い主は、動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、当該動物

をその終生にわたり飼養するよう努めなければならない。

5 飼い主は、周辺の環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心掛け、人と動物とが共生することができる環境づくりに努めなければならない。

6 動物の所有者は、やむを得ず当該動物をその終生にわたり飼養することが困難となった場合には、自らの責任において、当該動物を適正に飼養することができるものに譲渡するよう努めなければならない。

(動物販売業者の責務)

第8条 動物の販売を業として行う者は、市が実施する動物の愛護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 動物の適正な飼養等

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、動物の飼養又は保管を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に餌及び水を与えること。
- (2) 動物の健康状態を把握し、異常を認めた場合には、必要な措置を講ずること。
- (3) 動物の適正な飼養及び保管をすることができる施設等を整備すること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、施設等の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) その飼養し、又は保管する動物の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺の生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。
- (6) 公共の場所及び他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないこと。
- (7) 異常な鳴き声、ふん尿、体臭、羽毛等により人に迷惑をかけないこと。
- (8) 逸走した場合は、自ら捜索し、収容するよう努めること。
- (9) 地震、火災その他の災害が発生した際には、その飼養し、又は保管する動物を保護するとともに、当該動物に起因する事故の発生を防止するために必要な措置を講ずること。
- (10) 死亡した場合には、その死体を適正に処理すること。

(犬の飼い主の遵守事項)

第10条 犬の飼い主は、その飼い犬について常に係留をしておかななければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 飼い犬を制御することができる者が、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのな

い場所及び方法で飼い犬を訓練する場合

(2) 飼い犬を制御することができる者が、飼い犬を鎖等で確実に保持して運動させ、又は移動させる場合

(3) 警察犬、狩猟犬、盲導犬等をその目的のために使用する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合

2 前項に定めるもののほか、犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。

(2) 飼い犬が公共の場所又は他人の土地、建物等に排せつしたときは、直ちに排せつ物の除去その他の必要な措置を講ずること。

(3) 飼い犬に適切なしつけを行うこと。

(猫の飼い主の遵守事項)

第11条 猫の飼い主は、その飼い猫の安全の保持及び周辺的生活環境の保全につながるよう、飼い猫を室内で飼養するよう努めなければならない。

第3章 動物の引取り、収容等

(犬又は猫の引取り)

第12条 市長は、法第35条第1項本文（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により犬又は猫を引き取るときは、日時、場所その他これらを引き取るために必要な指示をすることができる。

2 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明しない犬又は猫を引き取ったときは、当該犬又は猫の種類及び特徴、当該犬又は猫を引き取った日時及び場所その他必要な事項を2日間公示するものとする。

3 市長は、所有者が前項に規定する公示期間の満了後2日以内に当該犬又は猫を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。

(犬の収容)

第13条 市長は、第10条第1項の規定に違反して係留がなされていない飼い犬があると認めるときは、当該職員にこれを捕獲させ、及び抑留させることができる。

2 前項の規定により捕獲を行う職員は、同項の飼い犬を捕獲するために必要と判断される限度において、その飼い主又はその他の者の土地、建物等（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その土地、建物等の所有者又はこれに代わるべき者が正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定により飼い犬の捕獲及び抑留を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、通知を受けた日から2日以内にこれを引き取るべきことを通知するものとする。
- 5 市長は、前項の場合において、所有者が同項の規定による通知の到達後2日以内に当該飼い犬を引き取らないときは、これについて譲渡その他の必要な措置を講ずることができる。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により飼い犬を抑留した場合（その抑留した飼い犬の所有者が判明している場合を除く。）について準用する。
- 7 市長は、第1項の規定により抑留した飼い犬に係る抑留中の飼養及び管理並びに返還に要する費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。

（負傷動物の収容等）

第14条 市長は、法第36条第2項の規定により、疾病にかかり、又は負傷した犬、猫その他規則で定める動物（以下「負傷動物」という。）を収容したときは、これに対して治療その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により負傷動物に対して行った治療等に要した費用を、その返還を求める飼い主に請求するものとする。
- 3 第12条第2項及び第3項の規定は、法第36条第2項の規定により負傷動物を収容した場合について準用する。

（譲渡）

第15条 市長は、次に掲げる動物の飼養を希望するものについて、その動物を適正に飼養することができることを認めるときは、そのものにその動物を譲渡することができる。

- (1) 法第35条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬又は猫
- (2) 法第36条第2項の規定により収容した負傷動物
- (3) 第13条第1項の規定により抑留した犬

- 2 前項の規定による譲渡を希望するものは、あらかじめ、その旨を市長に申し出なければならない。

（野犬の駆除）

第16条 市長は、野犬が人の生命、身体又は財産に害を加え、又は加えるおそれがある場合において、通常の方法によってはこれを捕獲することが著しく困難であると認めるときは、

区域及び期間を定めて、薬物を用いてこれを駆除することができる。

- 2 市長は、前項の規定による駆除をしようとするときは、人、飼い犬等に害を及ぼさないよう、規則で定めるところにより、当該区域内及びその周辺の住民に対し、その旨を周知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

第4章 事故発生時の措置等

(特定動物の飼養者による緊急時の措置)

第17条 特定動物（法第25条の2に規定する特定動物をいう。以下同じ。）を飼養し、又は保管する者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちにその旨を市長及び警察官に通報し、かつ、周辺の住民に周知させるとともに、当該特定動物を捕獲するなど、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(事故届)

第18条 飼い犬が人にかみついたとき、又は特定動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたときは、その飼い主は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第19条 市長は、飼い犬が人にかみついたときは、その飼い主に対し、直ちに必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収、立入調査等)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、必要な事項の報告を求め、又は当該職員に関係のある場所に立ち入らせ、物件を調査させ、若しくは関係人に対し質問させることができる。

- 2 第13条第3項の規定は、前項の規定により立入調査を行う職員について準用する。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5章 山形市動物愛護センター

(設置、名称及び位置)

第21条 この市に第1条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 山形市動物愛護センター

(2) 位置 山形市大字船町1030番地の1

(事業)

第22条 山形市動物愛護センター（以下「センター」という。）においては、法第37条の2第2項に規定する動物愛護管理センターとしての業務を行うとともに、次に掲げる事業を行う。

- (1) 狂犬病の発生防止等のための必要な措置等に関すること。
- (2) 動物の愛護及び適正な管理に係る市民の自主的な活動を支援するための施設の提供に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(使用者の範囲)

第23条 センターの多目的ルーム（以下「施設」という。）を使用することができるものは、第1条の目的に添った活動を行う団体及び個人並びに市長が適当と認めるものとする。

(使用の許可)

第24条 施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可の際に、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の不許可)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の許可をしないものとする。

- (1) 営利を目的として使用しようとするとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他センターの管理上適当でないとき。

(使用の許可の取消し等)

第26条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第24条第1項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用若しくは行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により第24条第1項の許可を受けたとき。
- (3) その他センターの管理上適当でないとき。

(原状回復の義務)

第27条 使用者は、施設の使用が終わったとき、又は前条の規定により使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

第28条 センター内では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に迷惑をかけること。
- (2) センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は汚損すること。
- (3) その他センターの管理上適当でないと市長が認めること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、センターへの立入りを拒絶し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(損害の賠償)

第29条 センターを利用する者及び使用者は、センターの建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

第6章 動物愛護管理担当職員

(動物愛護管理員)

第30条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、法第37条の3第1項の規定に基づき、センターに山形市動物愛護管理員を置く。

第7章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第32条 第17条の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反した者
- (2) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条の規定による命令に違反した者
- (4) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による

調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第34条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に山形県動物の保護及び管理に関する条例（平成12年山形県条例第92号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（この市の区域内に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前になされた県条例に違反する行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。